

検討対象物質(18物質)のうち、引き続き検討となった物質に係る最終評価シート

(○:追加すべき、×:現時点では追加する必要はない。)

番号	物質名	最終評価	評価の結果及び理由	症状・障害		文献名 (症例報告等)	前検討会での検討内容
				告示上の表記	具体的内容		
45-39	ヒドロキノン	○	<p>1995年以前の文献ではあるが、国外でヒドロキノンを含む写真の現像液へのばく露によりアレルギー性接触皮膚炎、色素異常(脱失)が生じた症例報告がある。</p> <p>なお、眼障害について、国外ではキノ蒸気とヒドロキノン粉じんへの長期間の曝露により角膜と結膜の色素沈着、角膜の混濁、視力低下の症例報告がなされているが、1940年代～60年代の非常に古い文献であり、その後新たな報告はなされていない。</p> <p>以上のことから、ヒドロキノンについては皮膚障害を追加することが妥当と考える。</p>	皮膚障害	反復接触により感作性皮膚炎、色素異常(脱失)を生じる。	<p>•Spiewak R, et al. A double case report: clinically different occupational dermatoses resulting from identical exposure to work environment at a photographic laboratory. Ann Agric Environ Med 1995;2:87-91.</p> <p>•Kersey P and Stevenson CJ. Vitiligo and occupational exposure to hydroquinone from servicing self-photographing machines. Contact Dermatitis 1981;7:285-7.</p> <p>•Frenk E and Loi-Zedda P. Occupational depigmentation due to a hydroquinone-containing photographic developer. Contact Dermatitis 1980;6:238-9</p>	<p>1995年以前の文献ではあるが、ヒドロキノンを含む写真の現像液へのばく露により接触皮膚炎、色素異常(脱失)が生じた文献がある。現在、確認作業中のため、評価を保留する。</p> <p>※○の方向で。検討文献を取り寄せ、次回までに確認し、「皮膚障害」のみか「眼の障害」も入れるべきかを検討。</p>